



平成 21 年 4 月 24 日

各 位

会 社 名 セントラル警備保障株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 白 川 保 友
執 行 役 員 社 長
(コード番号：9740 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 専 務 執 行 役 員 久 須 美 康 博
管 理 本 部 長
(TEL 03-3344-1711(代))

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 24 日開催の取締役会において、平成 21 年 5 月 21 日開催予定の第 37 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の主旨及び目的

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年 6 月 9 日法律第 88 号）附則第 6 条第 1 項の定めにより、当社は株券の電子化の施行日において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。このため、現行定款第 7 条（株券の発行）および第 8 条第 2 項（単元未満株券不発行）の規定は不要となりますので、これを削除するとともに、その他条数の繰上げおよび条文の形式的な整備等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 定款変更の効力発生日（予定）

平成 21 年 5 月 21 日（木）

以上

別 紙

(下線は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第7条 株券の発行</u> 当社は、その株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>第8条 単元株式数及び単元未満株券の不発行</u> 当社の単元株式数は、100株とする。 <u>2 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p><u>第9条 株式取扱規則</u> 当社の株券の種類、株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）記載事項の変更、単元未満株式の買取及び買増請求の取扱、その他株式に関する手続き並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>第10条～第12条（記載省略）</p> <p>第13条 基準日 当社は毎年2月末日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第14条～第31条（記載省略）</p> <p>第32条 剰余金の配当 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年8月31日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(削除)</p> <p><u>第7条 単元株式数</u> 当社の単元株式数は、100株とする。 (削除)</p> <p><u>第8条 株式取扱規則</u> 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>第9条～第11条（現行どおり）</p> <p>第12条 基準日 当社は毎年2月末日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第13条～第30条（現行どおり）</p> <p>第31条 剰余金の配当 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年8月31日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>

以 上